

平成17年3月7日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年3月7日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	11 寺 山 富 子	1.発達障害者支援法成立に伴い、当市の対応を問う ① 乳幼児健診や就学時の健康診断での早期発見 ② 保育、教育、就労、地域での生活における支援体制の整備 2.特殊教育から特別支援教育への転換に向け、鹿島市はどのように取り組むのか ① 特殊教育から特別支援教育への移行の大きな柱は何か ② 当市の現状はどうか ・当市で支援を必要とする児童生徒数は ・教師の研修は ③ 今後の取り組み等具体的に報告を ・平成19年度までに全ての小中学校で完全実施との目標を達成するためのスケジュールを明確に
5	18 吉 田 正 明	1.京都議定書並びに廃棄物法改正案に伴う地方自治体の取り組みについて ① 二市十町広域圏組合の施設の現状と今後の見通しについて ② 同上の改善について 2.市町村合併の見通しと今後の対応について ① 合併不可能の場合の生き残りは ② サービスと負担 ③ 人的資源の発掘 ④ 公助、協助、共助の徹底 ⑤ 閉塞的でない明るい展望を

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山富子でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1点目の質問が、発達障害者支援法成立に伴い、当市での対応を問う。2点目が、特殊教育から特別支援教育への転換に向け、鹿島市はどのように取り組んでいくのか。この2点につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、発達障害者支援法の成立に伴い、当市の対応についての質問でございます。

自閉症や学習障害（LD）など発達障害の早期発見や支援体制について定めた発達障害者支援法が昨年の12月に成立をし、ことしの4月からの施行ということでございます。発達障害は先天的な脳機能の障害で、対人コミュニケーションに問題がある自閉症、特定分野の習得が難しい学習障害（LD）、集中するのが困難な注意欠陥多動性障害（ADHD）などでございます。この法律は、発達障害の早期発見や乳幼児期から成人期までの支援を国や自治体の責務と規定したものでございます。乳幼児健診や就学時の健康診断での早期発見や、保育、教育、就労、地域での生活における支援体制の整備などを定められています。文部科学省の平成14年度の調査では、全国の小・中学生の約6.3%が発達障害の可能性があるが、知的障害が伴わないと障害者福祉サービスが受けられないなど、対策がおくれていたものでございます。

この法律は、国の責務、県の責務、地方自治体の責務などで章が分かれており、自治体、いわゆる市町村の責務は第2章に集中しておりますので、この2章を中心に質問を行ってきたいと思っております。

1、児童の発達障害の早期発見等についてでございます。

この早期発見ということと、また専用の問診票の導入をということで、昨年の9月議会の一般質問で質問をいたしたところでございます。その折の坂本部長の答弁は、大まか以下のとおりでございました。鹿島市では、3歳7カ月児の健康診査において小児科、歯科、耳鼻科の医師で診断をしている。しかし、従来の健康診査の問診票では、社会性や行動面の問題に関する設問はあるが、幼児の場合、判定が難しく、見落としがちであったり、指導や助言が不十分であったりすることがある。そこで、3歳7カ月児の健康診断日に、新たに子育ての臨床心理士を配置するようしていく。この臨床心理士の導入により、知的な障害はないのに、社会性や行動、学習面でのハンデを持つ発達障害のある幼児の早期発見を目指していく。また、専用の問診票による問診については、杵藤保健所管内で実施が予定されている専用の問診票の研修というものが予定されているので、その研修後、早速、問診票の利用をしていきたいという内容の御答弁をいただいております。

昨年の10月以降ということの実施でございますので、まだ5カ月という期間しか経過して

いませんが、その後の状況など御報告をしていただきたいと思いますというわけでございます。臨床心理士の導入をされた後、また専用の問診票の実施についてはどのようになされているのか、このことについて御答弁をいただきたいと思います。

次に、県の新年度の予算発表で、発達障害児の早期発見のために1歳半と3歳、この2回について乳幼児健診をしていくということが新聞発表されておりましたが、当市は今後どのような健診を予定されていかれるのか、このことについても御答弁をお願いいたします。

次が、保育、教育、就労、地域での生活における支援体制の整備についてでございます。

保育についてでございますが、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童とともに生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとなっています。市内の保育園、また幼稚園に対し、この法律の目的なり発達障害者の支援が十分に行えるよう専門性を確保するために必要な指導や助言を行う場を設けることが必要だと言われています。このようなことに対し、当市はどのように対応されていくのかということをも具体的に計画がなされておりましたら、このことも御報告をお願いいたします。

次が教育についてでございますが、この教育につきましては、次の大きな2点目の質問と重なる部分がありますので、そこでお伺いをしていきたいと思っております。

次が、放課後児童健全育成事業の利用についてでございます。

発達障害児の利用の機会の確保を図るため、当市での対応策はどのようになされていくのか。また、現在までこのようなことの利用についてはどのようになさってきたのかをお伺いいたします。

次が、就労の支援についてでございます。

就労を支援するため必要な体制の整備は、都道府県とともに公共職業安定所、地域障害者職業センターが教育委員会、その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるとなっています。市町村は必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるよう、どのような支援措置を講じるおつもりなのか、お伺いをいたします。このことについては大変難しいことではありますが、御所見を賜りたいと思っております。

次が、地域での支援体制についてでございます。

市町村は、発達障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のため必要な訓練を受ける機会の確保をしていく。また、共同生活を営むべき住居、その他の地域において生活を営むべき住居の確保に努めなければならないとされておりますが、このことについては将来を見据えた方向性、どのようにお考えでしょうか。

次が、発達障害者の家族への支援についてでございます。

県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な看護をすることができるようにすることな

どを通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所など関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し相談及びその他の支援を適切に行うとされています。家族への支援の現状はどうなっているのでしょうか。今後、さらによりよくするため、どのように進めていかれるのか、不安を取り除き、安心して育てていくことができるためにどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

最後は、発達障害者支援センターについて、専門的な医療機関の確保について。これは、国や県というふうになっておりますが、このことについて国や県の状況がどのようになっているのか、この辺もお伺いをさせていただきます。

次が大きな2点目でございます。特殊教育から特別支援教育への転換に向け、鹿島市の対応についての質問でございます。

近年、障害のある児童・生徒の教育をめぐる環境は大きく変化をきており、いろんな情勢の変化を踏まえ、さまざまな取り組みが行われてきています。「21世紀の特殊教育の在り方について」を受けて文部科学省の特殊教育課は、特別支援教育課と名称変更を行い、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告書を出しました。これまでの特殊教育は、障害の種類と程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級において教育を行うなどにより、手厚くきめ細かく教育を行うことを基本にということを考えてなされてきました。また、通常の学級に多く在籍すると考えられるLD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活についての特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育的対応については、従来の特殊教育は必ずしも十分に対応できていない、このような状況とされています。

LD、ADHD、高機能自閉症について、少し説明をさせていただきますが、LDとは、ある特定の学習、例えば、言語、漢字の書き取り、計算などに障害を抱えている、いわゆる学習障害でございます。ADHDとは、注意欠陥多動性の略で、落ちつきがなく集中力に欠け、社会生活に溶け込みにくいとされています。高機能自閉症とは、対人コミュニケーションに問題があるということですが、このような中で知的発達のおくれがないというような障害でございます。

LD、ADHD、高機能自閉症など、特別な教育支援を必要とする児童・生徒が通常の学級に6%程度在籍をしている可能性があることが、文部科学省の平成14年度に行った全国実態調査で明らかにされております。このような子供たちは、知的障害や全般的な学習障害が見られないため、今までの特殊教育の対象ではなく、通常学級で画一的な教育を受けていました。しかし、これらの子供たちは、それぞれの障害の種類や障害の程度に応じて特別な教育支援を行うことで社会生活や学習成績が良好になることが期待をされています。文部科学省は、これらの子供たちに対して特別支援教育を支援する方針を決定し、ガイドラインを発表し、平成19年までにすべての小・中学校で完全実施する目標を定めたところでございます。

以下、質問をしていききたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

質問の1点目が、文部科学省のガイドライン、特殊教育から特別支援教育への移行の大きな柱はどのようなことを考えられているのかをお伺いいたします。

次の2点目が、鹿島市の現状についてお尋ねをいたしますが、鹿島市でこのような支援を必要とする児童・生徒数はどのように把握がなされているのか、お知らせをしていただきたいと思います。できましたら、児童・生徒数と支援を必要とする児童の数、できたら平成13年度ぐらいから平成16年度ぐらいまで、用意されておりましたらお願いをしたいと思います。

次に、教師の研修はということで掲げておりますが、教師1人による支援から組織による支援へと求められていきます。これからはLD、ADHDなどの特別な教育支援の必要な児童・生徒がどの学級にもいることを前提に、学校運営、学級運営をする必要があるということになっていきます。これまでのように障害があれば特殊学級や通級指導教室に指導をゆだねるというのではなく、特別な教育的ニーズに対して学校全体で組織として対応する姿勢が必要となってくるわけでございます。つまり校内支援体制の確立とは、特別な支援を必要とする児童・生徒の存在を教職員全員が認知することにおいて始まり、その児童・生徒の個別の指導計画の作成や実施、評価を校内のシステムとして取り組めるようにすることを意味していると言われております。このようなことから、特別支援教育を必要とする子供たちに教師が気づくことが何より重要だと言われております。

このようなことを含め、教職員に対しての理解促進を含めた研修が必要と考えられますが、今どういう状況であるのか、また、今後どのように進められていくのかをお伺いいたします。

次が、特殊教育から特別支援教育への転換のために鹿島市はどのように取り組むのか、状況と今後の予定について具体的をお願いをしたいと思います。

平成19年までにすべての小・中学校で完全実施との目標があります。これを達成するためのスケジュール等を明確にしながらすことが大事だと思いますので、この辺の御答弁をお願いいたします。

また、特殊教育というのが特別支援教育に転換されるということで懸念されていることがございます。特殊教育というところに専属をされていた教員枠の削減にもつながっていくのではないかとということが言われております。このことについてはどのように対応をなされているのかもお聞きをしたいと思います。

また、制度的な問題、国の指導方針について要望することなど、これから始まるわけでございますので、本市として現在の問題点、また考慮すべき点があるというふうなことがありましたらお尋ねをし、第1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

おはようございます。11番寺山議員の、発達障害支援法に伴い当市の対応についての中の1番目、乳幼児健診での早期発見についての質問にお答えいたします。3点ほど質問があったかと思います。

まず最初に、臨床心理士の導入後の実情についてであります。昨年10月から3歳7カ月児の健康診査時に臨床心理士による心理相談を実施いたしております。健診の受け付けを午後1時半までとし、臨床心理士には1時過ぎから4時半まで見てもらっております。健診は、受け付け、計測、問診の順で11番まで進行いたしますが、問診の時点で心理相談を受けていただくかの決定をいたしております。3歳7カ月児の健康診査は、年間323名が受診しており、月平均27名が受診し、その中で希望者が多い日は1人に対して30分ぐらいで相談をお願いいたしております。本来は1人の対象児に対して1時間弱ぐらいの時間を要すると言われており、健診の進行の中での判断になるので、勸奨に悩むこともあるようです。これまでの相談件数は、10月が3名、11月3名、12月2名、1月5名、2月1名ですが、この相談件数の中には、3歳7カ月児健診の対象外の児童を保護者に連絡して心理相談を受けてもらったところ、現在もフォローしている児童が発見されたこともあり、すこやか教室への紹介もいたしております。

次に、専用問診票の実施についてという御質問ですが、昨年一般質問で議員からあったわけですが、専用問診票の利用は職員研修後に組みたいとお答えいたしているところです。その後、9月30日に杵藤保健所で研修会が開催され、予防係からは、保健師の意識を共通しようということから5名が参加し、自閉症支援センターのNPO法人から講習を受けたところです。その後、1月中旬には平成16年度モデル事業の佐賀市からの取り組み状況の説明を受け、2月下旬には再度NPO法人の講習を受けたところです。

佐賀市は、昨年7月からモデルとして新しい問診票を導入しておりますが、県の補助、指導、NPO法人の協力のもとで研さんを積んだ末での利用であり、佐賀市の保健師の言われることは、問診票を手にして即利用できる質のものではないということでもあります。研修を受けたうちの保健師は、この問診票を使いこなすためのスキルと保健師の認識の統一が重要で、研さんが必要であると痛感していると言っております。

次に3点目ですが、県は1歳6カ月児、3歳7カ月児の健康診査について新年度予算を発表したが、当市はどうなるかとの御質問であります。県の予算の計画ですが、1歳6カ月及び3歳児健診スクリーニングで疑いがある者に対するフォローの取り組みを強化するものであります。内容は、保護者への相談支援、母子療育相談、療育指導者の育成です。ただし、これは佐賀市を中心とする圏域に限定し、それをもとに次年度以降、各市町村に拡大するようです。それから、1歳6カ月児、3歳児健診におけるスタッフの資質向上が必須となるた

めの研修。それから3点目が、受け皿の整備として、発達支援、障害者センター、専門の医療機関等の整備を行う予算であります。市の平成17年度予算は1歳6カ月児及び3歳7カ月児の健康診査経費と臨床心理士に要する経費で、専用の問診票の導入経費は計上いたしておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

発達障害者支援法成立に伴う対応について、福祉に関連しまして6点ほどございましたので、お答えいたします。

今回、支援法施行の4月を目前にいたしまして、市や県の体制、準備がどれだけ進んでいるのかを御懸念しての御質問をいただいておりますので、まず前段で、福祉サイドでの発達障害者支援の実施状況について御説明をさせていただきます。具体的な御質問に対する答弁と重複する部分があるかと思えますけれども、御理解を賜りたいと存じます。

議員も御承知のことと存じますけれども、昭和63年度から鹿島市心身障害児通園施設すこやか教室を開設しまして、平成15年度からは福祉会館2階で、国のいわゆる障害者支援制度で県の児童デイサービス指定事業所の一つとして運営をいたしております。対象者が、小学校就学前の発達障害を含めた心身の成長や発達におくれの心配のあらわれる子供さんと保護者でございまして、言語面や身体面、精神面の訓練及び日常生活の指導を行っています。現在の利用者ですけれども、市内の方で23組、市外13組、合計36組の親子となっております。なお、ほとんどが保育園と幼稚園に通いながらの併用通園でございますので、1組当たりの月平均利用日数は5日間という状況でございます。

また、後ほど教育委員会の方から、2点目の大きな質問の特別支援教育への転換ということでの答弁があらうかと思えますけれども、本年度から市単独事業で県関係機関の協力をいただきまして、学校、幼稚園、保育園といった各関係機関で構成されます鹿島市障害がある子供の教育相談体系化推進事業連絡協議会というのを立ち上げ、相談支援体制の強化に向けた方策を検討しております。それから、佐賀県におきましては、平成15年4月、発達障害者の総合的な支援機関として自閉症・発達障害支援センターを開所しております。全国でもまだ20カ所しかございません。

以上3点でありますけれども、ほかのところに先駆けまして、これまで発達障害者支援に関する取り組みがあるということを前提に、今後のことについて議論をお願いしたいと思うところであります。

それでは、まず最初に、保育所に対する啓発と指導、助言、専門性の確保のための計画に関してでございます。

保育所では、一人一人の子供の発達や障害の状態を把握して保育することを基本にいたしております。現在、11保育園で20名の障害児保育を行っております。現場で発達障害児の支援に当たる保育士の専門知識の普及は大変重要なことですので、県が実施します障害児保育研修会への参加をしっかりと進めてまいることが必要であると考えております。

次に、放課後児童クラブでの受け入れの現状に関してでございます。

障害を持つお子さんでも、集団生活が可能であれば受け入れることを基本にして実施しております。

次に、就労支援に関してでございます。

県では障害者の職業的自立の支援機関として、現在、鳥栖市の知的障害者更生施設朝日山学園内に自閉症・発達障害支援センター、そして、塩田町の知的障害者更生施設たちばな学園内に障害者就業・生活支援センターが設置をされております。今後、二つの支援センターには今回の支援法を契機として、ハローワークを含めた連携により就労支援の強化をしていただくことが期待されていると考えております。

次に、地域での生活支援として必要な訓練と住居の確保に関してでございます。

法には大きな方向性は書かれておりますけれども、国の具体的な政策、方針が出ておりませんので、現時点では明確にお答えができません。

次に、発達障害者の家族への支援策である関係機関との連携、家族への助言及び適切な情報提供などの状況、そして、さらなる支援策に関してでございます。

すこやか教室では、発達障害児の通園施設を運営する中で、多様な発達障害児、そして保護者のニーズを直接理解している施設として、保育園や幼稚園、学校とつなぐ役割を果たすことが大切であると考えます。今回の支援法を受けまして、これまで以上につなげていけるような工夫を検討してまいりたいと考えます。

さらなる支援策についてですけれども、これは国・県の動きを見ながらということになりますが、基本的には、発達障害者というのは非常に高い頻度で起こる障害という認識に立って、先ほどの議員の御質問の中で、平成14年度の文部科学省の調査で全国の小・中学校の児童・生徒で6.3%の予想がされるということでありましたけれども、そういうことで非常に高い頻度で起こるという認識に立ちまして、今回の支援法を受けまして、啓発と研修の充実を柱として、いろいろな角度で検討することが必要であると考えております。

最後に、国や県の現状と今後に関してでございます。

県の方では、総合的支援に当たっては保健、医療、福祉、教育、就労の各分野との密接な連携を図る必要があるため、佐賀県自閉症等支援連絡協議会を平成15年度に設置されております。協議会において関係機関等との意見交換を行うとともに、今後の総合的な支援のあり方などについて検討していくこととなっておりますのでございます。また、県の方では平成17年度から新規事業といたしまして、自閉症等早期発見・早期療育体制整備事業を実施し、市

町村の保健師等の研修会や療育指導、相談支援を強化することとなっておりますのでございます。

そして、専門的な医療機関の確保につきましては、支援法の第9条に盛り込まれております。厚生労働省では、発達障害など、子供と親の心の問題に対応できる専門的な知識、あるいは技能を持つ小児精神科医や小児科医が少ない現状にあるということで、今回の支援法の趣旨を生かせるよう専門の人材確保を検討することとされておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

11番寺山議員の御質問にお答えをいたします。

大きな2番、特殊教育から特別支援教育への転換に向け、鹿島市はどのように取り組むのかという御質問でございます。

障害の程度に応じまして特別の場で指導を行う特殊教育から、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、先ほど寺山議員が申されましたその対象でなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症も含めまして障害のある児童・生徒に対しまして、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高めるために、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な教育や指導を通じまして、必要な教育支援を行うものが特別支援教育であります。

今回の移行の大きな柱でございますけど、多様なニーズに対応するための個別の教育支援計画の策定が上げられております。二つ目に、学校内、関係機関を連絡調整するキーパーソンであります特別支援教育コーディネーターの指名というものがございます。三つ目が質の高い教育的支援を支えるネットワークであります広域特別支援連絡協議会の設置が掲げられております。特別支援教育に移行するためには、学校教育法第6章の改正が必要となります。早くても平成17年度の通常国会で可決いたしまして、平成18年、もしくは19年度からということで、まだ現在のところは実施に向けてのスケジュールは不透明となっております。

当市の状況でございますけど、当市の支援を必要とする児童・生徒数はという御質問でございます。

診断名を受けている児童・生徒数は特定できません。診断名はいずれも、何々の疑い、何々の傾向にあるという文言に限られておりまして、程度の表現とされておりまして、数としては特定できるものではありません。また、各学校では「気になる子」というような名称で、年数回、全職員で担任の方向から学習会を開きまして情報交換をいたしております。教育的な見地からは、診断名よりもその子の実態を把握し、必要な支援をしていくことが大切であると考えております。

教師の研修でございます。平成16年度の県の事業といたしまして、管理職対象の研修会を1回開催されております。教頭、校長、管理職の対象研修が1回開催されております。また、特別支援教育コーディネーター養成研修、3日間の日程での研修でございますけど、2年間で450名を養成するというような県の研修事業もなされております。また、教育センターにおきましては、専門講座の開設もされております。また、各学校では校内研修を実施いたしております。年1回は特別支援教育コーディネーターによる伝達研修の義務づけをいたしております。

今後の取り組みでございますけど、平成19年度までの文部科学省の具体的な施策の推移を見ていくことになるかと思っております。また、平成16年度に佐賀県で取り組んでおります特別支援教育検討会の報告、モデル事業であります広域特別支援連絡協議会の方向から鹿島市で取り組めることを模索していくこととなります。

また、先ほど福祉事務所長の方からありましたように、平成16年度、これは単独の事業でございますけど、障害のある子供のための教育相談事業を活用していきたいと考えております。この事業につきましては、障害のある子供の自立、社会参加のための支援、関係機関と連携の上のネットワークを構築、また学齢期におきます教育相談に柔軟な対応を行う事業でありまして、就学前から修了までの教育相談という形で実施をしている事業でございます。この事業につきましては、平成15年度、佐賀県からの要請に基づきまして体制づくりをいたしまして、平成16年度から鹿島市独自に取り組んでいる事業でございます。平成15年度につきましては相談が6件あっております。平成16年度につきましては2件の教育相談の事例がっております。

この事業の中で、教育委員会、小・中学校、盲・聾・養護学校との連携、また福祉関係といたしましては、福祉事務所、療育園、たちばな学園との連携、保健医療機関といたしましては、保険健康課、保健所、医療発達センターとの連携をとっておるところでございます。

平成17年度の市内特別支援教育コーディネーター研修会、また市内特殊学級担任研修会によりまして、情報交換や共通理解を図っていくということにいたしております。そのほかには個別の教育支援計画の作成や、学校の必要に応じまして指導主事が助言をしていくことにいたしております。

特別支援教育の問題点でございます。大きく三つが上げられておりまして、多様なニーズに適切に対応するための個別の教育支援計画の策定というものでございます。障害のある子供たちを生涯にわたって支援していくためには、どのように情報交換を行いながら一貫した支援方法を講じていくのかということ、また校内や関係機関を連絡調整する特別支援教育コーディネーターにつきましては、文部科学省の考えでは財政的な措置による増員はないということでございます。また、各学校で校長が指名をいたしますけど、どういう人材がよいのか、また、そのことにつきましては学校の実態によるとすれば、ばらばらな方向になるので

はないかという懸念がございます。また、質の高い教育的支援を支えるネットワークであります広域特別支援連絡協議会の設置につきましては、鹿島市の近郊には専門的な学校がないということで、そういう機関との連携をどう図っていくのかということ、また特別支援教室の設置基準、また特別支援学校のあり方も今のところは不透明という状況で、そういう問題点を抱えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2回目の質問を行っていきたいと思います。

この特別支援教育とか、また最初の方の発達障害というものが一体化しておりますので、質問とか答弁が同じようになる部分もあろうかと思えます。質問のやり方として、それぞれに今、福祉の部門とか教育の部門とかなかなか分けてやりにくいところがありますので、その辺を御了承していただきたいと思えます。

最初の発達障害児の健診についてということでお伺いをした部分で、この問診票については余りにも、問診票の取り扱い等が研修とかが必要であると、簡単に取扱いえないものであったということでもうまだに取り組みがなされていないし、ことしは取り組めない。できれば来年度からは県の方針で何とかなるんじゃないかというふうな答弁の中身ではなかったかと思えます。このことについて、今現在できないということではありますが、この健診というのがいかに重要かというのを私は思うわけですね。

自分の子供が生まれ、そして日々成長を目で追い、いろんな喜びを分かち合う中で、よその子供とか一般的な子供の成長の中で、歩く、そしてまた言葉を発する、いろんなものの感情に目を動かす、いろんな手を動かす、そういうときに親の喜び、また子供の喜びもあろうかと思えます。そういう中において、やはり比較というものをしていくわけですね。そのときに、よその子供は歩き始めた、少し言葉を言い始めた、物のわかりがわかるようになった、そのときに自分の子供は果たしてどうかなと。どんどん子供の成長が目に見えてわかるときは、安心して何の心配もなく子供の成長を見守ることができるんですが、一つでも、言葉が遅い、また歩くのが遅い、いろんな感情のあらわし方が遅いということは、親にとっては物すごい悩みになるわけですね。その悩みがあって、そしてまた、一日一日過ごしていくときに悩んでいたものがちょっと消えたと。でも、遅いと。だけど、また、悩んでいたものが少しずつ消えるというのがずっとずっと繰り返されて、小学校に入学をする。また、小学校に入学したら、計算をなかなか嫌がると、一生懸命教えても、泣いて取り合ってくれない。ですが、一生懸命やっていくうちに計算もできるようになった。漢字の書き取りもできるようになった。ほかの子供たちとのコミュニケーションも、泣きながら、またいろんな中で何とか追いつけるようになったと。追って追って追って、ずうっと行くわけですね。そして、

6年生ごろになって、やっと初めて子供は発達障害だったんだということに親自身が気づいていくわけですね。

でも、そのときでは、早く気づいていれば、また違った教育方法で自分の子供を育てることができ、子供の将来に大きな、成長の過程として違うものが見い出せる。学習の発達も進んでいける。子供たち同士のコミュニケーションもやっていける。そんな思いが、やはり多くの親の中にはあったという、これは過去形では済まされないんですが、そういうことがあっています。

というのは、自分の子供を日に日に朝起きてから夜寝るまで見ている親でさえ、なかなか学習障害、または発達障害という大きな枠の中での気づかない部分があるわけなんですね。というのは、やはり期待をしている、また、一つ一つの小さな子供たちの成長に喜びを感じることがあるから、そういうものに気づかないで6年生まで、また中学生までというふうになっていきます。

ということで、どのように早期に発見をするということが親にとって難しいのかというのが理解いただけたらと思いますが、そういうようなときに1歳半とか——1歳半では早過ぎるという方もいらっしゃると思いますが、やはり三つ子の魂百までというように、3歳になってからでは遅いという専門家の多くの意見があります。やはり歩き始め、言葉の始め、そういうときに小さなことでわかったときから始めるというのが一番大事だと今言われているんじゃないかと思います。ということで、できたら、やはりそういうものがわかるためには、難しい問診票ではありますが、そういう難しい問診票をここに取り入れる。そしてまた、1歳半からのそういうふうな健康診断を行うということがいかに大事じゃないかということが今明らかにされてきています。

鹿島市においては、問診票については、余りにも高度だったから、まだまだ研修が足りないからできないということであったような御答弁であったと思います。そして、予算については、1歳半じゃなくて今までどおりの健診といいますか、そういうやり方で、来年度からは何とか見通しがつくようなお話であったと思いますが、鹿島市でできることが、わずかな予算でもできる、ちょっとした研修を重ねて、職員の方々にとっては大変なことなんですが、そういうことを重ねていただくことによって、この問診票の実施ができるという段階にならないのかということ、重ねてありますが、質問を、また答弁をお願いしたいと思います。

それでは、乳幼児から、また学習児、学校に上がる段階までに、これができていたらどのように違うかということ、もうそれぞれ言わなくてもわかっていたことだと思いますので、その辺についてはぜひ、第1段階の気づきということが一番大事だと言われておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それから、学校についての対応ということになりますが、学校だけでの対応は本当に難し

いと言われています。というのは、学校というのはとても閉鎖的なところでもあるわけですね。発達障害児のいろんな障害の状況、また言葉などへの対応、また、これについて教師の方がそれぞれに適切な対応ができるのかというのは、これは本当に問題があるし、できないというのが通常ではないでしょうか。親でさえ難しい。そして、子供を35人も40人も抱えている先生にとっては、なおかつ、そういうところにばかり目がいかないというのが現状ではないかと思います。

そういう中で、予算的にも、国は予算はつけないが、市町村にこういうふうなことをやりなさいというものはどんどんやっていくという状況であります。こういうものができた中で何とか学校としてもやっていってほしいというふうに思うわけですね。小学校に入学したときの子供たちというのが、発達障害を持っている子供は急によくなるわけでもありませんし、やはり気づきというものが大事だと思いますので、特に小学校1年に入学された子供さんたちについては、いろんな教師、先生たちには、学校の先生はプロなんです。いろんな意味で経験を持った先生というのが必要になってくるわけですね。

私の時代といいますか、私の時代にも、やはりそういう子供たちがいたと思います。でも、なかなか気づきませんでした。それで、ちょっと子供のときにそういう子供さんがいらっしゃったというのは、やはり親になっているんな子供たちを見るというのと違いますので、私が気づいた先生の中でとてもすばらしい先生がいらっしゃったわけです。自分の学級に必ず1名か2名、一生懸命言っても、ばたばたばたばた教室の中を歩き回る、そしてまた、いろいろさせても自分だけいろんな別のことをして夢中になっている、ですが、子供にとってはそれは変なことではなくて日常的なことなんです。だから、ほかの子供たちも、その子はそういうふうにするということを認めているわけですね。そういう中での学級で、そのA子ちゃんについては何々さん、あんた必ず横について、こういうふうなとき見てねとか、とても勉強のできる子はすぐ学習の問題を解いてしまいますので、その子の横について、できることはあんた教えんしゃいとか、そういうふう子供を使いながらといいますか、うまく利用しながらしている先生というのがいらっしゃったのを思い出したわけですね。あのときはそういうふうな障害と私は認識していなかったんですが、そういうふうな子供というのを見分けた先生がいて、そしてそれを自分ができる範囲で子供に目をかけ、そして教室の中でそういうことをできる先生、そういう先生というのがいらっしゃったわけです。そういうときに子供たちというのは、やはり自分ができることを教えることは非常にうれしいといいますか、得意になって教えたりいたします。そのような教育のあり方というのをちょっと思い出して、あの先生はすばらしかったとか、時折、こういうふうなことを勉強させていただくに従って、そういう先生というのを思い出したりもいたします。

だから、学校というものは、先生が学習するということが大事であると同時に、先生それぞれの資質といいますか、教育次長が申されましたように、こういうコーディネーターとい

うものには、本当に一生懸命いろんな学習を教えるだけの先生、それから、こういうものを含めて教えることができる先生というものには、それぞれ持ち備わった資質というものがあると思いますので、それぞれの学校長とか教頭とか、そういうふうな管理職にあられる先生方がそういう先生をやはり見抜いて、そういうふうな子供さんがいらっしゃる場所への配置とか、いろんなものの配置の仕方ですら学校そのものが変わってくるんじゃないかというのも、これは予算をつけなくてできることですので、ぜひそういうことも今後、心配りとしてしてほしいということでございます。

それから、それとまた相まって教師への研修というのが大きく取りざたされています。学校の先生の気づきがないと、このことは全く進まないわけですね。この子はちょっと発達障害というものを抱えているなということがわかって対応してくださる先生というのが、いかに少ないかですね。それがわかっているけれども、ほったらかしと言ったら言葉が悪いかと思いますが、多くの子供たちをやはり教師という立場でやっていかななくてはなりませんので、気づいていても気づかない状況の中でしている、そういうふうな先生もいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。そういう中で学校の先生に対する研修の場というものは、いろんな形ができると思いますので、そういうふうな研修の場を一回でも多くしてほしいということですね。

それから、問題なのは、そういうふうな中で学校の先生はそういう子供たちに偏見は持たないと思いますが、やはりお互いの子供たちが偏見を持ってしまうと。それから、親の方も持ってしまいます。それに伴って、その子供の親というものは責められている立場、何か自分が悪いのではないかと、そういうふうになってしまう親御さんもいらっしゃるわけです。だから、学校の教室のあり方、いろんなところで親の立場、子供の立場というものが変わってきます。子供が伸び伸びと生活ができないんですね。そういう子供さんというのは、自分に起こったことをいろんな方、子供にも先生にも、まして親にも状況を的確に伝えることができないわけですね。それで、学校が嫌なことがあって、一生懸命我慢をし、家にたどり着くと、そして自分の母親の顔を見た途端に泣いてしまうと。親は何で泣くのかわからない。いろんなことを自分に言うことができないわけですね。でも、親は気づいてはいますが、的確にはわからないと。どんないじめに遭っているかもわからない。どんな言葉で子供が傷ついているかもわからない。そして、ひいては学校に行きたくないというふうに足が遠のくということも言われています。そういうふうで、偏見をなくすことも大事ですね。これが単にいじめにつながっているということは考えられませんが、いじめと同じような状況をつくり出しているということも考えてほしいと思います。

そういうところに気づく親もいますし、気づかない親もいるわけですね。そして、子供もなかなかそういうことをあらわすことができないということもありますので、学校の先生はいろんなことの中で、厳しい状況の中で学校の子供たちと対話をされておりますが、そうい

うふうな研修の場というものも個々の先生に言うのではなくて、やはりきちんとした研修の場で、時折、専門家を招いて、今後1学期に1回以上は集中的にしていいただいたら、後はもう集中的にしなくてもいいかと思えますので、やっぱりこういう年間変わり目でありますので、特にそういう研修の場を一回でも多くしてほしいというふうに思います。

また、最近ではいろんな子供たちの事件というものが起こっているわけですね。そういうときに、やはり何の因果関係もないのに変な目で見られてしまうという風潮も起きておりますので、偏見をなくすような、特殊教育から特別支援教育に変わったからというのではなくて、そういうふうな偏見をなくす学校の取り組みもぜひしてほしいというふうに思いますが、この辺についてどういうふうにお考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、発達障害児を抱えている子供たちの親、保護者など、今、鹿島市に集う場がどれだけあるのかわかりませんが、そういう集う場が欲しいという声があります。親同士がつながっているということで、やはりいろんな悩みを打ち明けられたりできると思えますので、ここではすこやか教室ということが上げられましたが、すこやか教室とはまた別に、そういうふうな発達障害児を持つ親の場所、何か今後、それぞれ親同士がつくったらいいんじゃないかということもあろうかと思えますが、こういうことはやはり何らかの手だてがないとできませんので、親同士をつなげる場、親のケアをそれぞれの親が行うということが一番ではないかと思えますので、こういうことも何かお互いを孤立化させないためにも必要ではないかと思えますので、お考え等ありましたらお願いをしたいと思います。

それから、今親のことを申し上げましたが、一番困って、また苦勞しているのは障害を持っている、そういうふうな本人だと思えます。いろんなことで本人が気づき、自分の心の葛藤がある中で日々を送っている。普通、子供は元気はつらつと一生懸命に遊んだり勉強したり、悩みがないように送っていますが、こういう子供たちは、やはり物心がついたときから何か周りと違っているなということで気づいている子供さんが多いそうです。なかなかそういうことがわからないんですが、大きくなったら、自分は3歳のころからちょっと何か違うなあということで悩みながら子供の生活を送っていたということが体験発表などでもされています。ということで、いろんなところで困っているのは本人だということもあります。そしてまた、こういう気づきを親自身もよくわからない、ましてや先生もわからないということでは、やはり専門家と言われる人のサポートがいかに大事かということが今大きく叫ばれていますので、専門家等の予算については国等がなかなか予算を回していないという現状もあります。そういう中でも予算をつくり、専門家の皆さんの話を聞いて、それぞれが心の中で励まされ、そして子供に心静かに当たり、教育を進めることができるんじゃないかと思えますので、その辺について心の機微といえますか、そういうふうなものを欲しいというふうに思います。

それから、すこやか教室等が今なされて、多くの方が助かっているという現状がございま

す。こういう特殊教育から特別支援教育ということに変わることにおいて、このようなところの部門が変わりはしないかと、今までのこういうふうな鹿島市の進んだ取り組みが後退しないかという御心配のお声もありますので、その辺についてはどういうふうになるのか、今までと全く同じなのか、ましてはよくなしていただけるのかということでございます。いろんなものに影響が出てくることもあろうかと思いますが、今後、今までより以上になる、今後は今あるものが劣らないようにしてほしいということが第一義ですね。そして何より、より一層よくなることが求められてきておりますので、この法律ができたことを胸に刻んで、少しでもこういう方々が偏見の目にさらされない、そして一日も早く障害が見つかり、親子ともに健全に明るく成長ができる、社会の中で温かく見守っていただけるような、そういう施策を求めて質問をしたいと思いますが、3回目は余り考えておりませんので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

寺山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

昨年10月から臨床心理士の導入をいたしておりますが、相談が専門の心理士であることから保護者も安心して話せることができ、子供のことのみでなく家庭のことや環境のことなどさまざまな悩みを話され、安心して帰られるケースも多いようです。できればもっと多くの機会があればなとも思っているところでございます。

問題点としては、健診の日によって人数にばらつきが生じることや1人当たりの時間を要することであり、今後、健診の状況によっては臨床心理士の増員も必要かなと思っているところであります。

先ほど、平成17年度の県予算の説明をいたしました。県の方向性として、問診票の導入に当たってはスタッフの資質の向上が必要不可欠であることから、平成17年度はそれを中心とした研修会の開催を重ね、マニュアルの作成を計画し、平成19年度からは県下全市町村が取り組むことを目標にしております。

現在の取り組み状況ですが、現在はモデル市の佐賀市のみで、平成17年度から鳥栖市が取り組む予定であります。鹿島市としましては、専用の問診票の導入は、問診票の様式が、権利的なものかと思いますが、NPO法人が持っておりますので、そこへの経費を予算化すれば済みますけど、先ほども申し上げましたが、この問診票を使いこなせるスタッフの資質の向上が不可欠であります。今後、研修会の開催を重ね、他市の経験を参考にしながら準備を進めていき、早い時期に導入していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、まず、今回の法を受けて変わりはしないか、後退はしないかという御家族の御心配があられると、こういうことについての御確認というか、御質問でしたので、お答えをいたします。

福祉サイドから申し上げますと、1回目のときにもお答えいたしましたけれども、すこやか教室、これにつきましては昭和63年度から施設開所をいたしましたということなのですが、当時その実現をしたのは、やはり家族会というですかね、保護者の会の御熱意があられて、そして立ち上げに至ったと、そういう経過があるかと思えます。現在におきましても、保護者の皆様はやはり自分たちの悩みを、すこやか教室で子供たちと、それから指導士の保育士が毎日2名一緒に対応するわけですけれども、その中でそういうふうな自分たちの心のケアをなさっておりますし、大変重要であると、自分たちにとってそのことが一番いいんだと。子供の成長、それから自分自身の成長、そういうことを確かめることができると、やっぱりそういうふうには言っていられちゃいます。ですから、福祉といたしましては、このすこやか教室での支援、これをやはりこれから着実に充実をさせることが大切であると考えております。また、そういうふうにはしなければならないと思えます。

法によりますと、国も県もこれからいろいろな支援策というのは検討されると思えますけれども、それが決まりますならば、市といたしましてはそういったものの活用、そして、恐らくいろんな数的なことは現財政上でございますので無理かと思えますので、やはり質的な改善、そういったことをしっかりやっていけば絶対後退することはないと思っております。

それから、保護者の方たちが集まる場所ということでございましたけれども、このことに関しては、現にすこやか教室の御利用の皆様については、自分たちの経費で夏の行事、キャンプですかね、そういったこともみずからの力でやっていられちゃいます。その中には、もう小学校に入学をした児童、お子さんを連れて親と一緒に交流会もなさっておりますので、このことに関しましても、福祉の方で言えますことは、こういったものを基軸にしてもっと積極的な広がり、そういったことも可能性が十分にあるというふうに考えるところであります。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

盛りだくさんでありましたけれども、私なりに5点にちょっとまとめさせていただきます。

一つは、学校での支援体制でありますけれども、今現在でもさまざまな配慮を要する子供というのは当然在籍をしておるわけでありまして、個々それぞれに一番フィットをした教育的支援となりますと、正直、人的な面、あるいは施設設備の面からいたしましても、必ずしも十分であるとは言いがたい状況にあるかと思えます。障害の程度もますます複雑多様化をしております、しかも、これからさらにできるだけ地元の学校にという受け入れが求められる中で、やっぱり限られた条件下でいかに教育効果を上げていくかと、これはもう私自身、今最も差し迫った課題の一つということにしております。もちろん発達障害者支援法の成立、施行云々にかかわらず、これまでもでき得る対応はしてきておりますけれども、この機会にいま一度洗い直しをして、新たな視点に立って対処をしていきたいというふうに考えております。

二つ目に、偏見という言葉を出されましたですね。そのことについて対応ということでございますけれども、こういうハンディを抱える子供たち、あるいはそうでない子供たちは、学校だけじゃなくてさまざまな教育力に支えられて成長しているわけでありまして、学校としての役割は十分認識をしながらも、学校だけでは対応できないというのは当たり前のことであります。この偏見の問題でありますけれども、これはまさに心の問題だというふうに思います。とりわけ市内の各学校で今一番力点を置いているのが、学力向上とともにこのことであります。道徳、あるいは福祉教育、こういったものを初めとしまして、学校教育の活動全体で、障害児に対してだけじゃなくて、広く他者への思いやり、特にともに生きる、いわゆる共生の意義、この辺を特に浸透させていくような指導を行っております、このことは鹿島市の特色でもあるというふうに私は思っております。どちらかという、大人社会の方が根強い偏見等が感じられるわけでありまして、純な子供たちの手本になれるような、私も含めまして心していかなければならないというふうに思っております。

3点目に教師の研修ということがございましたけれども、これは先ほど次長が申し上げましたとおりであります。今、急ピッチでこのことに関する研修というものが高い頻度で行われているという現状であります。まずはノウハウの基礎基本を先生方自身が理解をせよ。そして、だれもがどこの学校に行っても、どのような子供たちがおっても、やはり対応できるようなという願いがあつての研修でありますので、それでもやはり子供たちの障害の程度、発達段階というのはまちまちでありますので、どうしてもマニュアルどおりにはいかないという現実もあります。今でも学校はそれぞれ支援を必要とする子供たちを抱えているわけでありまして、このことそのものが私は実務研修だというふうに思っております。そういう試行錯誤を通して指導力を有した先生方が今後多くなっていくことを期待したいというふうに思っております。

4点目、5点目はちょっと関連がありますので、保護者等への対応、あるいはサポートの御質問であったかと思えます。

教育委員会にかかわっても、そういう場所等の設定というのは現在のところありません。ただ、ねらいに関連する方策として、先ほどから取り上げておりますように、障害のある子供のための教育相談事業というのは、これは鹿島市単独の試みとして行っております。これは教育委員会が窓口になって、悩みとかお困りの点を気軽に御相談をいただくと、そして必要な部署、必要な機関を紹介したりして、いわゆるネットワークを組んで、少しでも不安を取り除き、改善の糸口にしていただこうという性格のものであります。

もう一つは、例えば、不登校の子供たち、これはなかなか光が見えないという状況があるわけですが、ならばということで、悩んでおられる保護者の方のみのお集まりをしていただきまして、お互いに率直に情報とか意見交換をしながら、お互いの研修、あるいは学校との連携の機会として、これは一定の成果を上げたという実例がございます。このようなことをやはりお困りの保護者の方は特に、だれかに話せる、だれかに聞いてもらいたい、あるいは同じような悩みがお互いあるんだなというようなことをつくるような場面設定の工夫というのは、このような事例等も含めて今後の参考にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

御答弁ありがとうございます。1点だけ私聞いておりませんでしたので、3回目ですが、質問をさせていただきます。

精神科医というものが今不足しているというふうなことが言われています、小児科医もですが。そのような状況が鹿島市も同じような状況だと思いますが、今後こういうふうな状況の中で何か明るい光が見えているのか、全く現状は余り変わらないのか、その辺を鹿島市に限ってじゃなくて、近隣でもいいですので、その辺の状況をお願いしたいと思います。

今回、このような質問をいたしましたのは、今度このような法律的なものの改正ができたわけで、やはりこういうふうなものの重要な問題を一本化して質問をさせていただきました。国のお金といいますか、そういうふうな予算がなかなか来ないということでもありますので、どうかこういうふうな大事な子供たちの予算ですので、市長会などを通して、このような予算を、先生方のいろんな予算等もまだまだできていないと、だけど先生方に課せられた役割というものは大きなものが課せられていますので、その予算をつけるような市長会などのお話等がないのかどうか、また、できたらしていただきたいということをつけ加えさせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。寺山議員、要望でいいですか。（「要望ですが、できたら、お考え等あ

りましたら、お願いします。御所見」と呼ぶ者あり)

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

寺山議員の3回目の質問にお答えいたします。

精神科医の把握はいたしておりません。また、鹿島市にもございません。現在、発達障害者の方に対する医療的などところといたしましては、佐賀大学医学部附属病院と肥前精神医療センターの2カ所が受け入れいたしております。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

次に、18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

18番吉田正明でございます。あらかじめ通告をしておりましたので、質問をいたします。

1点目は、京都議定書並びに廃棄物法改正に伴う地方自治体の取り組みについて。2点目は、太良町との合併が白紙になりましたので、単独での鹿島のまちづくりについて、お尋ねをしたいと思います。

1点目の通告のテーマが大き過ぎて、単独の自治体レベルで答弁できるかとの心配もありますが、私は、今後予想される問題の指摘と受けとめてもらえればと思います。

京都議定書の意義は、地球温暖化防止のため温室効果ガスの削減義務を定めたものであります。2100年までの気温上昇を2度未満に抑えないと、温暖化が生態系や人々の生活に深刻な影響を与えると警告されております。去年は台風の異常発生、地震、桜の花が季節外れに異常に早く咲いたり、また、北極の流氷が溶けると水位が上がり世界の何カ国かの島が水没するとか、専門家の危惧は絶えないようであります。

また、産業廃棄物対策を強化する廃棄物改正案の内容が2月20日に明らかになりました。ことし10月からの施行予定であります。環境省によると、2003年度に発覚した不法投棄産廃は75万トン、放置されているのは昨年3月末現在で1,267万トン、ごみは生活のバロメーターと言われるように、年々ふえ続けております。政府は、このための補助金1,000億円を計上しておりますが、それでも足りない、不足するということでもあります。全国の自治体が管理している可燃物、不燃物、粗大ごみなどなどの焼却中間処理場も限界に近づきつつあるのではないかと思います。また、一般の業者も国内での処理も限界、不法な海外輸出とか不法投棄が後を絶たないようであります。そのため、今回の改正で違反業者には懲役とか罰金最高1億円など強化されたものと思います。

質問の本論に入りますが、2市10町、いずれ3市4町になる予定であります。そこで管理をしておりますクリーンセンターは、昭和63年に着工、平成元年4月に開設されております。埋立処分地の改造、これは処分場の漏水、遮水シートの破損による問題が新聞等でも騒

がれましたけれども、このための工事だろうと思いますが、平成11年から平成13年1月にかけて行われております。

クリーンセンターの処分場でございますけれども、埋立地面積が2万3,300平米、埋立容量は18万8,800立米、平成元年から平成15年までの埋立量が現在、覆土を含んで10万3,900立米となっております。平成15年度の埋立量が覆土まで含んで5,700立米。処分場というのは、灰を15センチ、その上に土を15センチということですからずっと埋め立てていくわけですが、そしてまた、細かい数字になりますけど、平成元年度の1日当たりの搬入量、当初元年度は1日に76.8トン、5年後が122.8トン、これ1日です。15年度が147.6トン、約148トン。これを毎日、4トントラックが37台、処分場に運ばれているという勘定になります。初年度からすると約2倍以上ふえておりますね。4トントラック37台、処分場のクリーンセンターの年間操業日数が257日ということになっております。年間3万8,036トンのごみが運ばれて処分されているわけでございますけれども、お尋ねしたいのは、1番目に現施設での焼却灰の処分地の限界はいつごろまでを大体想像されているのか。

2番目、現施設に変わる立地の見通しはどうか。これは、焼却灰処分地が満杯になれば、全施設の移転、これは建設当初からの方針であったのではなかろうかと思えます。

3番目に、現施設は中間処理等であり、最終処理施設としての有効利用を考えるべきではないか。あるいは、覆土と灰を分離して、焼却灰を最終処理場に委託している自治体が多いと聞いております。大体その費用は1トン当たり40千円前後だということであります。

次に2点目の質問は、市町村合併の今後の対応についてということでありましたけれども、このテーマについては初日4日の日に一般質問で橋爪敏議員、福井正議員からも質問がされておりますので、私なりの質問と提案をいたしたいと思えます。

2市4町の枠組みが崩壊し、太良町と1市1町の新しい枠組みで法定合併協議会がスタートしました。紆余曲折はありましたが、53項目、21回に及ぶ会議、約1億円の諸経費、市町両議会も精力的に応援をし、市町民も合併に期待してきましたが、太良町は2月25日の臨時議会を開催して、合併協議会離脱の議案を可決いたしました。合併は白紙に戻ったわけです。振り返ってみますと、これまでの双方の努力は一体何だったのかと啞然とせざるを得ません。しかし、これからの鹿島百年の大計のスタートとして、子や孫のため新しいまちづくりを模索すべきだと思います。今までは高度成長の過程の中で育ってきた私たちを含めた住民、公的助成は当然の権利として、求めるだけが、そして受けることだけが議員の役割のような時代もありました。しかし、そういうことはもう昔の話になったんじゃないかという気がいたします。

サービスは制約され、負担は重くなります。いかにして市民の所得を向上させ、閉鎖的でない明るい展望を開くか、そのような施策を考えるリーダーを一人でも多く養成することが人材として、財産として、大きなこれからの課題ではないかと思えます。

簡単ですけれども、1回目の質問をこれで終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

18番吉田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の御質問の処分地の期限はということでございますが、杵藤クリーンセンターの現状につきましては、先ほど議員が述べられたとおりだと思っております。その中で、埋立処分地のことでございますけれども、今現在、先ほど議員が述べられました数値でいきますと、大体55%程度の埋め立てが完了しているということになるかと思っております。今現在、埋め立てをしております、先ほど申された5,700立米というような数字からいきますと、計算しますと、あと十四、五年になるかと思っておりますけれども、今センターの方で言われておりますのは若干数字が伸びることも考慮されているのかわかりませんが、10年程度というふうなことを聞いております。それから、施設についても平成元年に整備をされてからもう16年程度経過をいたしております。一般的には15年程度の耐用年数と聞いておるところでございます。

2点目の代替施設の立地の見通しということでございますけれども、これにつきましては平成11年に佐賀県のごみ処理広域化計画というのが策定をされております。この目的といたしましては、環境処理施設からのダイオキシン類の排出削減対策として環境負荷の軽減を図る、またあわせて、ごみの排出抑制、それから資源化、さらには事業費の縮減を図ることを目的として、佐賀県ごみ処理広域化計画が策定されたところでございます。この計画期間につきましては、平成11年度から平成31年度までの21年間というようなことでございまして、県内を4ブロックに分けまして、中部、東部、北部、それから西部というブロックに分けられております。この中で、杵藤広域圏組合といたしましては西部ブロックの中に組み込まれているということでございます。

それから3点目の、最終処理場として考えるべきではということでございますけれども、この2点目の広域化計画の中で検討されて、結果的にどういった形になるのか、これはまた広域の方での結論になるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

合併についてお答えをいたします。

太良町におきましては、合併協議会をやめたい旨の鹿島市への申し入れがあったことによりまして、鹿島市と太良町の合併は事実上できなくなりつつございます。それで、鹿島市の

今後についての御指摘でございますが、議員のお考えのとおりだと思っております。鹿島市の財政改革につきましては、先日の御質問にもお答えをいたしましたように、市長からは、改革の順序を示しながら、昨年の10月、これへの対応を検討するように指示がございました。そこで、年明け早々に5人の構成で5班を編成いたしまして、策定計画のチームを立ち上げております。ここに重立った経費の節減と収入増について、それぞれ何項目もの項目を一応設定させてもらいまして、検討していただいております。そして、この検討のチームによりよい計画をつくり上げてもらいまして、これを実行の軌道に乗せることができましたらば、鹿島市としてもまず安心すべきレールを走っていけるのではないかと考えております。

それから、サービスと負担につきましては、国はもちろん県も市も、その財政が窮迫しております。受益者の負担といったものはなかなか厳しいものがあるかというふうに考えております。既に事業によっては負担の増をお願いしなければならないというものも出てきておりまして、今後ともこれはお願いをしなければならないといったことが考えられます。

この難しい局面に対応するためには、言うまでもなく職員の一致結束が必要でございます。発想能力、それから物事に対する対応能力、これの向上、それから意思の理解徹底、職員のすぐれた能力をさらに引き出すための方策、今後とも必要な研修等の実施に努めたいというふうに考えております。鹿島市も自信を持って取り組んでまいりますので、そのような局面局面ではぜひ議員の皆様方、それから市民の皆様方の御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

御答弁ありがとうございます。2回目の質問をいたします。

現在、世界のエネルギー源は化石燃料によって大きく発展し変化いたしました。衣類はナイロン革命、車から建築、家庭の日用品などなどプラスチックばかり、原料は油であります。日本の自給率の30%の食料がビニールによって生産されていると言われております。その油によつての汚染も進んでいます。排気ガスによる公害です。風力、太陽による発電、また暖房なども開発されておりますが、コスト面とか実用的にはまだまだ時間がかかりそうです。

そこで脚光を浴びているのが、ブラウンガスによる焼却装置です。通称水素ガスとも言われておりますが、このガスはブラウン博士が発明したことからこのような名称で呼ばれるようになりました。水を電気分解して、水素と酸素の混合ガスを発生させるという方法であります。現在の化石ガスは最高温度で1,200から1,300度ぐらいが限界ではないかと思っております。当杵藤クリーンセンターでも基準とされる800度以上で焼却をしているわけですが、ダイオ

キシンの発生はクリアできても焼却灰の残灰の量はクリアできません。この装置で焼却しますと、焼却温度が 1,800度から 2,000度で焼却し、その焼却した灰は熔融スラグになり、その熔融スラグ、要するにガラスになるわけですが、資源に変わって、建設資材として需要は無限大であるそうでもあります。現在の焼却灰処分場の灰も熔融化し、資源となし、他の市町村分の残灰も処理して生産があるものと思います。ブラウンガスは水が原料ですから、化石ガスと比べて60%近い原料のコストダウンになると言われております。また、有害物発生は全然出ない。それは水だから当然のことであろうと考えます。

私は、ここで営業をしているわけじゃありませんので、こういうのが十分検討に値するのではないかと、これから先、無限ではない有限のこういった技術が開発されているということで、私がお預かりしたこの資料の中でも 318件の、長崎県が大体主ですけれども、業者の名簿の中で研究された資料をここに私は預かってきましたが、この中ではこの設備でブラウンガスでやれば焼却場は要らないというような説明がなされております。なかなか次の、満杯になって、2市10町、いずれ3市4町になる可能性が高いわけですが、そこで再度また新たな投資をせにゃいかん。それでは、じゃあ、どこに持っていくかといったときに、必要施設であるわけですが、公共事業といえども近くの住民には迷惑施設ということで、現在の朝日地区にあります施設についても、建設当初は住民の説得、納得、いろんな要望を受けて、あそこに建設されたわけですが、これから先も新しい施設になると大変だろうという気がいたしまして、こういう方法もあるんだということを私は提案をさせてもらったことでございます。

京都議定書というのはどういうことかといいますと、アメリカだけは現在まだこれには同調する気はないそうでございますけれども、今言ったように2度未満に抑えないと。現在でももう、1999年に比べて2008年から2016年までのあれがCO₂で6%の削減。しかし、今まで実際上昇しているのは16%と言われております。なかなか厳しい、そして、これが守られるかどうかということですが、

京都議定書の防止策というのはどんなことかと簡単に言いますと、12項目にわたって提案されているのが、1番目に、風力、太陽光をもっと使おう。2番目に、冷房は28度に、暖房は20度にしよう。リサイクル商品を利用しましょう。使っていない電気器具のコンセントは抜こう。5番目に、公共交通機関を利用しよう。6番目、身の回りに緑をふやそう。7番目、ごみを分別しよう。8番目、買いかえるときは省エネ商品を選ぼう。9番目、電気を消してキャンドルナイトを過ごそう。10番目、買い物にはエコバッグを使おう。11番目、ごみを出さないように工夫をしよう。最後に12番目、停車中はアイドリングをストップしよう。日ごろ、ちょっとの心がけで地球の温暖化が防げるという内容であります。

市町村合併については、これから先、厳しい財政の中で、執行部としてもいろんな検討チーム、研究チーム、政策立案などなどされているようでございますので、住民も市民もそう

いった痛みを分かち合って、すばらしい閉鎖的でない鹿島ができることを期待したいと思います。

私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、京都議定書についてであります。二酸化炭素を一番排出している国がアメリカだそうでありまして、その次が中国と、そういう発表を見たわけでありまして、このいずれも京都議定書には参加しないというか、そういうスタンスであります。アメリカの方ははっきり、企業活動に支障が出ると。中国はどうも発展途上国扱いということで、対象国になっていないようですね。一番排気ガスを出している国も、やはりこれは参加をしてもらおうということがまず必要であろうというふうに思っておりますし、私たちとしても地球規模ということを経済問題については視野に入れて、地域から行動、活動をしていくと。これは企業もしかりでありまして、これは私たちはできるだけ日本全国こぞって、この削減に向けて努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

あと約10年ぐらいの寿命というふうに一般的に我々は申しているわけでありまして、その次の展開は佐賀県の西部地域全体、伊万里なんかも含みます。こういう規模でもっと広域的にこの処理をやるという研究を実は始めておりますので、恐らくそういう方向になっていくんじゃないかというふうに思っております。

それから、市町村合併の問題であります。第1回目の質問で御指摘がありましたように、私も全く同感であります。我々はこの高度成長期、あるいは右肩上がり、こういう経済の成長というものの意識にならされてしまっておりますので、やはり行政も我々がまず第1番目、それから議会の皆さん、あるいは住民の皆さんも、これからはそういう時代じゃなくなったんだと、つまり身丈に合ったまちづくりというものをどのようにして内容を濃くやっていくかということが一番大事であるというふうに思います。

財政基盤強化計画検討委員会、私ども行政で取り組んでおりますが、先般申し上げました、議会も独自の検討をぜひお願いしたいと。そうでないと、あれはいかん、これはいかんと、そこまでの議論では議論にならないわけですね。これはいかんけど、こうすればどうかと、こういうものをお互いにつき合わせながら、よりよいこれからの行動計画というものを精査していきたいと、こういうふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で18番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午前11時52分 散会